

指定夜間対応型訪問介護サービスに関する重要事項説明書

夜間対応型訪問介護サービスの提供開始にあたり、指定夜間対応型訪問介護サービスに関する重要事項を以下のとおり説明します。

1 法人・事業者の理念

「くらしに笑顔と安心を」

当法人は、1986年にホームヘルプ事業を開始して以来、京都市全域で福祉サービスを展開しており、実績も豊かです。法人理念『くらしに笑顔と安心を！』のもと、ご利用者の自立を支援できるように「迅速」、「的確」、「柔軟」、「誠実」なサービスの提供を心がけております。

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人京都福祉サービス協会ナイトケアセンター
介護保険事業所番号	2690500034
所在地	〒604-8425 京都市中京区西ノ京銅駝町37番地2
連絡先	電話番号 075-334-6699 FAX番号 075-334-6686
サービスを提供する地域	中京区 上京区 下京区 南区 左京区（北山通より南側、東大路通より西側の地域）

当法人は、市内に多数の指定居宅介護支援事業者や介護サービス事業所、施設を有し、事業を実施しています。

3 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容
管理者	職員の管理、指導
オペレーター	ご利用者からの通報を受け、訪問の可否等を判断し、訪問介護員等に対して具体的な援助内容等の指示
面接相談員	ご利用申込に係る調整、夜間対応型訪問介護計画の作成・変更、モニタリング、訪問介護員の指導及び居宅介護支援事業所等との連携
訪問介護員等 (介護福祉士又は訪問介護員養成 研修課程修了者)	ご利用者の在宅生活の継続を目的とした定期巡回・随時訪問サービスの実施

勤務体制

職 種		常勤 専従	常勤 兼務	常勤以外 専従	常勤以外 兼務	備考
管理者		—	1 名	—	—	
オペレーション センター従業者	オペレーター	常勤換算で 5 名以上				
	面接相談員	常勤換算で 3 名以上				
訪問介護員 (定期巡回訪問介護員兼随時訪問介護員)		10 名以上		3 名以上		

4 職員研修体制

当法人では、職員の資質向上のため以下の研修を計画的に実施し、質の高いサービスの提供に努めています。

<研修の内容>

職業倫理、人権擁護、虐待防止、介護技術、生活援助実技、対人援助技術、苦情クレーム対応、疾病の理解及び外部研修への参加。

5 事業所の営業日・営業時間

営 業 日	1月1日から12月31日（年中無休）	
営 業 時 間 （開所時間）	事務的な調整に関する連絡	午前8時30分から午後6時まで
	定期巡回サービス 随時訪問サービス	午後6時から翌日午前8時まで
	オペレーターサービス	24時間対応

6 利用料金

利用料金（利用者負担額）は、保険給付分を除いた原則1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）分となります。

(1) 基本料金

項 目	算 定	負担割合 1割の場合	負担割合 2割の場合	負担割合 3割の場合
基本夜間対応型訪問介護費 （基本料金）	1 か月 あたり	1, 059円	2, 117円	3, 175円

* 基本夜間対応型訪問介護費は一度もご利用がない月においても費用負担が生じます。

(2) 訪問介護利用料金

夜間対応型訪問介護サービスを利用された際の利用料金は以下のとおりです。

項 目	算 定	負担割合 1 割の場合	負担割合 2 割の場合	負担割合 3 割の場合
定期巡回サービス	1 回あたり	3 9 8 円	7 9 6 円	1, 1 9 4 円
随時訪問サービス (Ⅰ) (1 名の訪問介護員等による)	1 回あたり	6 0 7 円	1, 2 1 4 円	1, 8 2 0 円
随時訪問サービス (Ⅱ) (2 名の訪問介護員等による)	1 回あたり	8 1 8 円	1, 6 3 5 円	2, 4 5 3 円

次のいずれかに該当し、1 名のご利用者に2 名の訪問介護員等が随時訪問サービスを行うことについて、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で随時訪問サービスを行った場合に算定します。

- ① ご利用者の身体的理由により1 名の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ 長期間 (1 か月以上) にわたり定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを提供していないご利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを提供する場合
- ④ その他ご利用者の状況等から判断して、上記いずれかに準ずると認められる場合

※ 以下の条件のもとサービス提供を行う場合は基本料金が減算されます。(区分支給限度基準額を計算する際には減算前の単位数を用いる)

(ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住されている場合 ((イ) を除く) … 1 0 % 減算

(イ) 上記 (ア) の建物のうち、当該建物に居住するご利用者の人数が1 か月あたり5 0 人以上の場合

… 1 5 % 減算

(ウ) 上記 (ア) 以外の建物に居住されている場合で、当該建物に居住するご利用者の人数が1 か月あたり2 0 人以上の場合

… 1 0 % 減算

(3) 加算料金

各種加算の要件に適合した上で、サービス提供を行った際の加算料金は以下のとおりです。

加算名	加算の要件	負担割合 1 割の場合	負担割合 2 割の場合	負担割合 3 割の場合
2 4 時間通報 対応加算 * 1	日中 (午前8 時から午後6 時まで) にオペレーションセンターサービスを行う場合に、ご利用者が日中のオペレーションセンターサービスの利用を希望する場合に対象になります。	6 5 3 円 (1 か月につき)	1, 3 0 6 円 (1 か月につき)	1, 9 5 9 円 (1 か月につき)
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	国の定める要件のいずれにも適合するものとして届け出ており、全てのご利用者が対象になります。	2 4 円 (1 か月につき)	4 7 円 (1 か月につき)	7 1 円 (1 か月につき)
介護職員等処遇改 善加算 (Ⅰ)	ご利用者に対して適正なサービスを安定的に提供することが可能となるよう、介護職員等の処遇改善に取り組む事業所を対象として、介護職員等に支給することを目的に介護報酬が加算されます。当事業所の全てのご利用者が対象になります。	基本料金に各種加減算を加えた料金に2 4 . 5 % を乗じた額 * 2		

- * 1 24時間通報対応加算は一度もご利用がない月においても費用負担が生じます。
- * 2 区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

(4) 介護保険対象外のサービス

介護保険制度給付限度を超えてサービスを利用される場合、または要介護認定結果が出ることを見込んで利用されたが、要支援又は非該当の認定結果であった場合は、自己負担額が介護報酬単価の10割となります。

(5) サービスの中止、変更、追加

- ① ご利用者の都合により、夜間対応型訪問介護サービスの利用を中止、変更、追加することができます。担当者までお申出ください。
- ② サービス利用予定日の前日の営業時間内までに、サービスの中止を申し出ることなくサービスの利用を中止された場合は、サービス予定時間30分あたり360円を取消（キャンセル）料としてお支払いいただく場合があります。
- ③ サービス利用の変更・追加のお申出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望された日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議いたします。

(6) その他の料金

- ① ケアコール端末が正常に機能するために必要とする電気、通信の費用。（設置に要する費用は無料です）
- ② ケアコール端末の故障、紛失等について、ご利用者の故意、過失に起因するものに関しては、ご利用者の負担となります。それ以外の故障や電池の交換については事業者が負担します。
- ③ サービス実施記録の複写物1枚につき白黒10円、カラー50円いただきます。
- ④ 事業所の概要に記載している通常の事業の実施地域を超えて事業を実施する場合に要した交通費は、京都市域に居住するご利用者を除き、実施地域を超えた地点からの実費をいただきます。
- ⑤ その他必要な実費をいただく場合があります。

(7) 利用料金等の支払方法

毎月、月末までに前月分の請求を致しますので、12日までに以下の方法によりお支払いください。
なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行致します。

- ① 口座引き落としの場合は、指定の口座より12日にお引き落とし致します。
- ② 口座引き落としを希望されない方は、事業所が発行する払込票でのお支払いとなります。

7 ご利用されるサービスの内容

ご利用されるサービスの内容は、夜間対応型訪問介護計画書のとおりです。

8 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供時に緊急事態が発生した場合には、速やかにご利用者の主治医又は医療機関、ご家族へ連絡を行い、その指示に従います。
- (2) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。同時に京都市（保険者）、関係居宅介護支援事業所への報告を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 当事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成する「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取扱います。
- (2) 事業所が得たご利用者及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を定めています。虐待防止に関する責任者：所長
- (2) 虐待を防止するための研修を実施します。
- (3) サービスの提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 身体的拘束等の禁止

- (1) 当事業者は、サービスを提供するにあたり、ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」といいます。）を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、定期的な委員会の開催及び研修を実施します。

12 サービスをご利用いただく際のお願い

- (1) 金銭の取扱いについて
 - ① 原則として、金銭の取扱いは行いません。
 - ② 訪問介護員等による金銭管理は行いません。
- (2) 鍵の取扱いについて
 - ① ご利用者又はご家族での開錠・施錠が困難な場合は、事業所が無料で貸し出すキーボックスに鍵を保管し必要時に訪問介護員等に使用させることとします。ご利用者はキーボックスの設置場所を事業者と協議の上決定します。
 - ② その他の保管方法をとる場合は協議の上決定します。
- (3) 対応できないサービス
 - ① 原則として、医療行為にあたるサービス提供は行いません。
 - ② 原則として、ご家族へのサービス提供は行いません。
 - ③ 原則として、日常生活を営むための家事・介護以外のサービス提供は行いません。
- (4) 守っていただきたいこと
 - ① 訪問介護員等との個人的な連絡は固くお断りします。
 - ② 訪問介護員等との金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約を禁止しています。
 - ③ 訪問介護員等は留守宅での業務は行っていないので、ご利用の際は必ずご在宅ください。
 - ④ 訪問介護員等への暴力又は乱暴な行為、暴言、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為、不当、過度な要求等は固くお断りします。これらにより、サービス提供の休止や契約を解除する

場合もあります。

(5) その他

- ① 定期巡回サービスの訪問予定時間は、交通事情、緊急を要する随時訪問の事情等により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 夜間訪問介護サービスの提供時に、ご利用者又はご家族に感染症の疑いや感染症が発生した場合は、感染に対する予防措置をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 自然災害（台風、暴風雨、大雪等）の発生、または発生が予測された場合や、大規模な地震発生により、訪問やサービス提供に危険が伴うことが想定される際は、サービスの提供について、時間帯の調整や日程の調整を行わせていただく場合があります。また状況によりサービスの提供を休止させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

1.3 サービス内容に関する相談・苦情

サービス内容に関するご相談や苦情等がありましたら、担当の面接相談員にご遠慮なくご相談ください。迅速かつ適切に対応いたします。ご利用者にとって不利な取扱いとなることはいたしません。（文書や電話等でお受けします）

また、当法人では、中立的・客観的な立場から、助言又は解決案の調整を行うことを目的に「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。当事者間での解決が難しい場合や、第三者委員会からの助言を必要とされるときは、下記宛にお申出ください。

(1) 苦情解決のための第三者委員会 相談窓口

【電話番号】 080-6227-7828

【受付時間】 午前10時から正午まで、午後1時から4時まで

（土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。）

※ 電話にでることができない場合は、留守番電話に切り替わります。ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員よりご連絡申し上げます。

(2) 文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先

〒604-8872

京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会（事務局：経営企画室総務部）

【電話番号】 075-406-6335 【FAX番号】 050-3153-1502

【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで

（土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。）

委員長等	氏 名	役 職 等
委員長	壁 純一郎	（公社）京都市児童館学童連盟監事、当協会監事
委員長職務代理者	梶 宏	（公財）さわやか福祉財団地域推進委員
委 員	井上 基	（公社）京都府介護支援専門員会監事、当協会評議員
委 員	越野 稔	（公社）認知症の人と家族の会京都府支部副代表
委 員	辻 孝司	弁護士

※ 当法人以外にも、各区役所、国民健康保険団体連合会等の公的機関にも相談・苦情の受付窓口があります。

窓 口	電 話 番 号
京都市中京区役所保健福祉センター（健康長寿推進課）	075-812-2566
京都市上京区役所保健福祉センター（健康長寿推進課）	075-441-5106
京都市下京区役所保健福祉センター（健康長寿推進課）	075-371-7228
京都市南区役所保健福祉センター（健康長寿推進課）	075-681-3296
京都市左京区役所保健福祉センター（健康長寿推進課）	075-702-1069
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152

1.4 第三者評価の実施状況

当事業所では、組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与するため、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診しています。

直近の受診年月日	2022年12月22日
評価機関の名称	一般社団法人 京都社会福祉士会
評価結果の開示状況	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページにおいて開示しています。 https://kyoto-hyoka.jp/



年 月 日

サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面を交付の上、重要な事項を説明し、サービスの提供開始に同意を得ました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

<所在地> 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

<代表者名> 理事長 宮路 博

<説明者名>

私は、事業者からサービスについての本書面の交付及び重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住 所

氏 名

ご利用者は、身体状況等により署名できないため、ご利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏 名

(本人との関係 :)

代理人 住 所

氏 名

(成年後見人 ・ 任意後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人)